

「障がい者雇用関係情報交換会」並びに 「障がい者就職相談会」を開催しました!

去る9月22日「障がい者雇用関係情報交換会」・「障がい者就職相談会」を岩手労働局及び盛岡公共職業安定所の主催により開催しました。

第一部の「障がい者雇用関係情報交換会」では、公的機関・支援学校・施設等及び事業所より合わせて62団体、98人の参加がありました。

また、第二部の「障がい者就職相談会」では、39事業所61名の出席をいただき障がい者の方も283名の参加がありました。雇用情勢は回復が進み、障がい者の就職状況は改善されて来ているものの、登録者が高止まり傾向にある中、参加した方々は各ブースをまわり企業人事担当者の説明を真剣に聞き、情報の収集を行っていました。



- 「情報交換会」並びに「障がい者就職相談会」を開催しました 1
- 福祉の仕事就職フェア 2
- 雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要です 3
- 最低賃金制度のご案内 4
- 最近の求人求職のうごき 4

介護・看護・保育・・・あなたを待ってる人がいる、職場がある

福祉の仕事就職フェア

「介護就職デイ2017」

日時 平成29年10月17日(火)
13:30～15:30 【受付13:00～15:00】

会場 ホテルメトロポリタン本館4階
盛岡市盛岡駅前通1-44

※2時間無料の指定駐車場があります。(フェザン立体駐車場)

福祉施設との個別面談コーナー

盛岡市近郊の事業所を中心に約35社が参加予定
参加事業所名は、岩手労働局HPに掲載
(<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

◆対象職種

介護員、ヘルパー、生活相談員、介護支援専門員、看護師、准看護師、保育士、その他医療・福祉関連職種

◆事業所情報（実施事業・職員体制）、求人内容（ハローワークに登録している一般・学生向け求人）の案内

◆事業所パンフレット提供、事業所見学の受け入れ状況等の案内 ☆（一般・学生を問わず）☆

お問い合わせ先

ハローワーク盛岡 専門相談部門 福祉人材コーナー 〈⑤窓口〉

〒020-0885 盛岡市紺屋町7-26 TEL 019-624-8904

雇用保険の届出に マイナンバーの記載が必要です。

1 雇用保険の届出に必ずマイナンバーを記載してください。

マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書
- ⑤介護休業給付金支給申請書

2 マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください。

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要です。なお、届出の際に写しの添付は不要です。

《本人確認の方法（概要）》

番号確認	身元（実在）確認
マイナンバーカード（マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)	a～cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証／運転経歴証明書／旅券／身体障害者手帳／ 精神障害者保健福祉手帳 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書／写真付き社員証／ 官公署が発行した写真付き資格証明書など c aまたはbがない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証／年金手帳／児童扶養手当証書／ 特別児童扶養手当証書など

お問い合わせ先

ハローワーク盛岡 雇用保険適用課

〒020-0885 盛岡市紺屋町7-26 TEL 019-624-8906

最低賃金制度のご案内

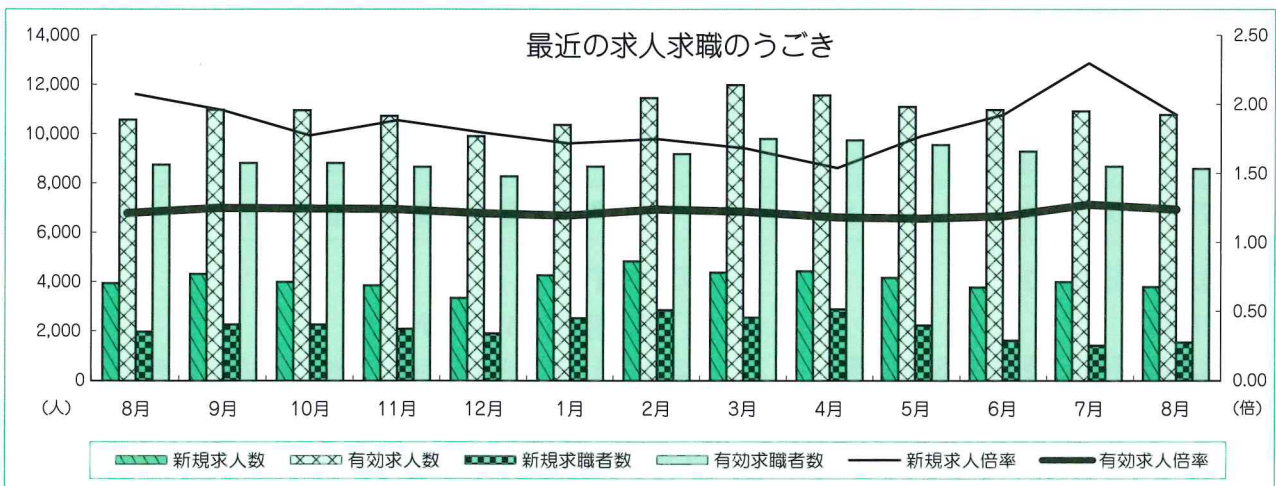
最低賃金制度とは？
働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）
を保証する制度です。

- ・年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- ・最低賃金以上になっているか確認が必要です。
- ・確認の方法は、確認したい賃金を時間額にして、最低賃金（時間額）と比較しましょう。
 1. 時間給の場合 時間給
 2. 日給の場合 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間
 3. 月給の場合 月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間

岩手県最低賃金が改定されました。(平成29年10月1日から)

〈時間額〉 738円 22円UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金



ハローワーク盛岡菜園庁舎

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

わかもの支援コーナー（2F）

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー（2F）

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312